

## 令和2年第5回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和2年度高松市一般会計補正予算（第6号）

現計予算額	215,129,862千円
補正額	3,744,546千円
補正後	218,874,408千円

### 2 令和2年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	45,040,199千円
補正額	250千円
補正後	45,040,449千円

### 3 令和2年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	13,479,568千円
補正額	65,535千円
補正後	13,545,103千円

### 4 令和2年度高松市病院事業会計補正予算（第2号）

現計予算額	10,964,583千円
補正額	203,683千円
補正後	11,168,266千円

## 5 高松市仏生山交流センター条例の制定について

高松市仏生山交流センターの設置に伴い、制定するもの

〔公布の日から起算して1年7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行〕

- (1) センターの設置について定めるもの
- (2) 事業について定めるもの
- (3) 使用許可について定めるもの
- (4) 使用許可の取消し、使用の停止及び許可に付した条件の変更について定めるもの
- (5) センターの使用料について定めるもの
- (6) センターの利用の制限について定めるもの
- (7) カフェスペースの使用について定めるもの
- (8) 行為に係る許可について定めるもの
- (9) 広場の使用料について定めるもの
- (10) 行為の禁止について定めるもの
- (11) 広場の利用の禁止又は制限について定めるもの
- (12) 行為の許可の取消し、許可に付した条件の変更、行為の中止又は広場からの退去について定めるもの
- (13) 駐車場の使用について定めるもの
- (14) 損害賠償について定めるもの
- (15) 原状回復の義務について定めるもの
- (16) 指定管理者による管理について定めるもの
- (17) 利用料金について定めるもの
- (18) 利用料金の納付について定めるもの
- (19) 利用料金の減免について定めるもの
- (20) 指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱いについて定めるもの
- (21) 委任について定めるもの

## 6 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

高松市太田コミュニティセンターの移転に伴い、改正するもの

〔公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行〕

- (1) 高松市太田コミュニティセンターの所在を変更するもの
- (2) 併設する太田出張所の位置を変更するため、高松市支所及び出張所設置条例を改正するもの

## 7 高松市保育所条例の一部改正について

〔R 3. 4. 1から施行〕

高松市立下笠居西部保育所を高松市下笠居こども園に統合することに伴い、改正するもの

- (1) 高松市立保育所を列記する表から、高松市立下笠居西部保育所を削るもの

## 8 高松市幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

〔R 3. 4. 1から施行〕

高松市川島こども園及び高松市浅野こども園を設置することに伴い、改正するもの

- (1) 高松市川島こども園及び高松市浅野こども園の名称及び所在を定めるもの
- (2) 高松市学校条例の一部を改正し、高松市立学校を列記する表から、高松市立山田幼稚園及び高松市立浅野幼稚園を削るもの
- (3) 高松市保育所条例の一部を改正し、高松市立保育所を列記する表から、高松市立川島保育所及び高松市立浅野保育所を削るもの

## 9 高松市手数料条例の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）並びに香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの

〔公布の日から施行  
(1)アは、規則で定める日から施行  
(2)アは、R 3. 8. 1から施行〕

- (1) 高松市手数料条例の一部改正

ア 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の動物愛護法に基づく事務について所要の規定整備をするもの

イ 医薬品医療機器等法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

- (2) 高松市手数料条例の一部改正

ア 医薬品医療機器等法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

## 10 高松市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正について

漁業法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 引用条項の整備をするもの
- (2) 引用条項の整備をするもの

〔公布の日から施行  
(2)は、R2. 12. 1  
から施行〕

## 11 高松市屋島山上交流拠点施設条例の制定について

高松市屋島山上交流拠点施設の設置に伴い、制定するもの

- (1) 設置の目的について定めるもの
- (2) 設置する施設について定めるもの
- (3) 拠点施設が行う事業について定めるもの
- (4) 入場料等について定めるもの
- (5) 観覧料について定めるもの
- (6) 使用の許可について定めるもの
- (7) 行為の制限について定めるもの
- (8) 行為の禁止について定めるもの
- (9) 許可の取消し等について定めるもの
- (10) 使用料について定めるもの
- (11) 観覧料及び使用料の返還について定めるもの
- (12) 観覧料及び使用料の減免について定めるもの
- (13) 原状回復の義務について定めるもの
- (14) 利用の制限について定めるもの
- (15) 損害賠償について定めるもの
- (16) 指定管理者による管理について定めるもの
- (17) 利用料金について定めるもの
- (18) 利用料金の納付について定めるもの
- (19) 利用料金の減免について定めるもの
- (20) 指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱いについて定めるもの
- (21) 委任について定めるもの

〔公布の日から起算して  
1年6月を超えない範  
囲内において規則で定  
める日から施行〕

## 12 高松市屋島山上観光駐車場条例の一部改正について

高松市屋島山上観光駐車場の管理を、指定管理者に行わせることができることとするため、改正するもの

〔公布の日から起算して  
1年6月を超えない範囲  
内において規則で定め  
る日から施行〕

- (1) 指定管理者による管理について定めるもの
- (2) 利用料金について定めるもの
- (3) 利用料金の納付について定めるもの
- (4) 利用料金の減免について定めるもの
- (5) 指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱いについて定めるもの

## 13 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの

〔公布の日から施行〕

- (1) 朝日新町第2地区地区整備計画区域における敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査に係る手数料を1件当たり16万円とするもの

## 14 高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正について

朝日新町第2地区地区整備計画（以下「朝日新町第2整備計画」という。）が定められることに伴い、改正するもの

〔公布の日から施行〕

- (1) 朝日新町第2整備計画の区域内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可をする場合は高松市建築審査会に諮問することとするもの
- (2) この条例を適用する区域に、朝日新町第2地区地区計画の区域における地区整備計画が定められている区域を加えるもの
- (3) 朝日新町第2整備計画の区域内における建築物の用途の制限を定めるもの
- (4) 朝日新町第2整備計画の区域内における建築物の敷地面積の最低限度を定めるもの
- (5) 朝日新町第2整備計画の区域内における建築物の壁面の位置の制限を定めるもの

## 15 高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行期間が5年間延長されたことを受け、高松市と塩江町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の計画期間を延長する等の変更を行うもの

## 16 高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行期間が5年間延長されたことを受け、高松市と庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の計画期間を延長する等の変更を行うもの

## 17 高松市と香川町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行期間が5年間延長されたことを受け、高松市と香川町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の計画期間を延長する等の変更を行うもの

## 18 高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行期間が5年間延長されたことを受け、高松市と香南町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の計画期間を延長する等の変更を行うもの

## 19 高松市と国分寺町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行期間が5年間延長されたことを受け、高松市と国分寺町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）の計画期間を延長する等の変更を行うもの

## 20 財産の取得について

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（常備）ぎ装を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 66,550,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社岩本商会

## 21 財産の取得について

非常備小型動力消防ポンプ付積載車を購入するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 46,750,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

## 22 工事請負契約について

男木コミュニティセンター（仮称）建設工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 550,000,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社富田工務店

## 23 工事請負契約について

高松市福岡町プール非構造部材等改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 175,780,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社新名工務店

## 24 令和元年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算について

令和元年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定を求めるもの

## 25 令和元年度高松市病院事業会計決算について

令和元年度高松市病院事業会計決算の認定を求めるもの

## 26 令和元年度高松市下水道事業会計決算について

令和元年度高松市下水道事業会計決算の認定を求めるもの

### （報告）

- 1 令和元年度高松市健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 債権の放棄